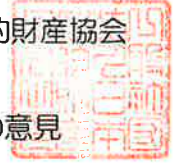


2023 年 1 月 11 日

特許庁総務部総務課制度審議室 御中

一般社団法人 日本知的財産協会



件名：「新規性喪失の例外適用手続に関する意匠制度の見直しについて（案）」への意見

拝啓

平素は日本知的財産協会の活動にご理解とご支援を賜り、ありがとうございます。さて、令和 4 年 12 月 13 日付で貴庁から意見募集がありました首題の件（以下、「本報告書案」）について、当協会の意見を提出いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

敬具

---

「新規性喪失の例外適用手続に関する意匠制度の見直しについて（案）」への意見

本報告書案について、賛同いたします。今回の本報告書案は、従来の手続きと比較し、網羅的な証明書の提出が求められなくなることから、出願人による公開事実の把握（追跡）及び証明書の作成の負担軽減に大きく貢献しうるものと存じます。

今回の本報告書案により、出願に向けた障壁も低くなることが期待され、創作の推奨および産業の発展へ寄与しうることから、早期の施行を強く要望いたします。

また、ユーザー向けに新規性喪失の例外が適用される範囲をガイドライン等にて広く周知することを要望いたします。例えば、時差を有する公開によりユーザーが証明すべき最先の公開意匠を見誤ってしまった場合や、段階的なティザー公開や商品群の公開によりユーザーが証明した公開意匠に類似する（新規性喪失の例外を受けられる）範囲を見誤ってしまった場合には、適切な新規性喪失の例外規定を受けられない懸念が考えられるためです。

本報告書案の施行後、ビジネスモデルや意匠の創作活動、出願状況、企業活動の状況等といった外的環境の変化により、新規性喪失の例外規定が適用される事案の増加が見込まれるものと存じます。今後の運用を通じまして、本規定について更なる検討をされる際は、産業界の意見を傾聴いただきたくお願い申し上げます。

以上

